

基調講演（20分）

初等中等教育のICT 活用と著作権問題

芳賀高洋

ステークホルダー間の対話を促進し著作・流通・利活用を活性化させるクリアリングハウスやクラウドデータセンターの模索

岐阜聖徳学園大学 教育学部

学校教育と著作権問題

古くて新しい問題

1. 昔から著作権問題は「難しい問題」
2. 教育の情報化・ICT利活用も昔から「難しい問題」
3. 情報化の進展や教育の高度化によって、著作権問題は「さらに難しい問題」へ

「難しくしてしまっている状況」については、パネルディスカッションで

これまで問題の解決を先送りしてきた

- 著作権を巡る課題は山積したまま
- ただ、しかし、多くの現場では、本当には、困っていない？
- ごまかし、ごまかし、なんとかなっている。
- 困っているのは、むしろ、推進派や変革を望む者？
→ 古いわりに、常に新しい問題だと感じる要因かもしれない
- ICTの利活用も同様に、言うほど進んではない。

現代的課題：予測としての情報化と高度化

**現在はまだまだとしても、
児童生徒一人一台時代
MOOC、アクティブ・ラーニング、反転授業等**

現行の著作権法第35条等の著作権の制限規定の適用範囲外の場面で、デジタル著作物の利用（複製使用や二次利用、公衆送信等）が活発化する可能性

- 明確に著作権侵害とまでは言えないまでも「迷う」ことはある
- 問題が顕在化する可能性はある

現代的課題：デジタル教科書

検定済教科書をソフトウェア化したもの

ただし、現在、児童生徒用のデジタル（検定済）教科書は公式にはない。
あるのは、指導者用提示型デジタル（検定済）教科書

【特徴】

- 学校教育法等の規定により、児童生徒用はない。
- 一教科書あたり複数/多数の著者・権利者の著作物（文、画像、映像、音声等）で構成
- 紙面の制約を超えた高精細・大きな画像、紙の検定済教科書では不可能な映像、音声、読み上げ機能など（今後、AR機能なども考えられるが）
- 複製が容易
- 公衆送信が容易



著作権法第35条の制限規定の適用範囲外の利用では、著者・権利者に許諾が必要

学習指導者のみの授業検討会・職員会議や「授業」か否かの見解がわかる場面での複製使用、公衆送信等

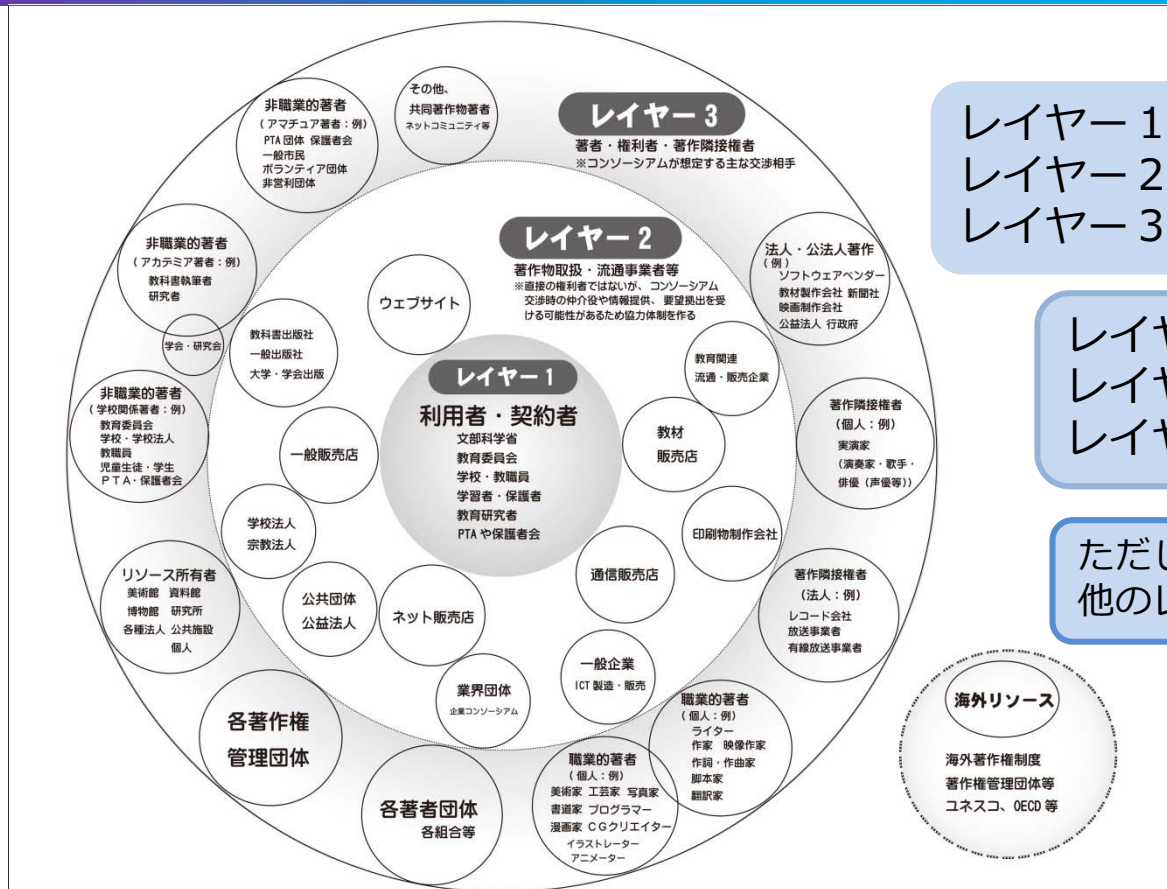
そうなれば、紛争、交渉コストの増大

- 一人一台、アクティブ・ラーニング、反転授業、MOOCsなどの新しい学習方法によって、デジタル著作物の利用範囲拡大
- ICT利活用、ネット利用が進めば、計画された授業とは限らない場面での利用（公衆送信、複製使用、二次利用等）が増大
- 検定済教科書ひとつとっても、著者・権利者は「膨大」
- 少子化とは言え約4万校(教員90万、子ども1400万)



交渉コスト増大、紛争の発生懸念

想定ステークホルダーもたくさん



レイヤー 1 (利用者・契約者)
レイヤー 2 (著作物取扱い・流通事業者等)
レイヤー 3 (著者・権利者・隣接権者)

レイヤー 1 とレイヤー 2 は比較的密
レイヤー 2 とレイヤー 3 も比較的密
レイヤー 1 とレイヤー 3 は接触少ない

ただし、レイヤー 1 が公務員の場合
他のレイヤーとの接触 (対話) に**制約あり**

事前の調整が必要

ステークホルダーが、みな逐一許諾を取りだしたら、著者・権利者、利用者（学校）双方が大変



誰かが代わりに事前に対話し、
著作権処理をしたり、
利用許諾契約を結んだほうがいい



恒常的なステークホルダー間の対話を促したり、
利用許諾契約を結んだりする体制が必要

交渉コスト増大



許諾をとらない
学習向け著作物の品質低下
情報化の停滞
教育の高度化停滞
社会発展・公益の低下

法改正の議論

文部科学省は2015年5月12日以降
定期的に「「デジタル教科書」の位置付けに関する検討会議」

同年7月21日に開催された第3回までの同会議では、いずれも著作権に関する議論、ないし、著作権法改正の必要性に関する議論が行われている。

たとえば、
著作権法第33条、第34条、第35条、第38条等の改正
（制限規定の適用範囲の拡大）
米国著作権法第107条—いわゆるフェアユース条項の導入？



前回の改正時には実質見送り：なかなか難しい

著作権法の制限規定について

著作権法第35条（権利制限規定）と学校の実務実態 「授業の過程」における権利制限



- しかし、「授業」とそれ以外の教育活動の区別は、書面上の区別は可能だが、実務上は区別があいまい。
- 部活動などは「授業」とする見方が一般的だが、著者・権利者によって感覚が異なる。
- P T A活動、教員の授業検討、職員会議、授業等のビデオ撮影、家庭学習など、みな教育活動の一環
- 日本の学校教育は「授業だけに専念しない教育」が特徴。授業は重要だが、それ以外の教育活動はみな重要という考え方
→賛否はある（教員が多忙など）が評価される面でもある

法改正が実現しても課題は残りそう

著作権法改正（著作権法第35条等の適用範囲拡大やフェアユース条項導入）が実現しても、著作権問題は十分解決できない可能性も。

着眼点（1）契約によるオーバーライド問題

著作権法で著作権の制限をうける場面での利用（複製使用等）であっても、著者・権利者や流通事業者（出版事業者、配信事業者等）と利用者との契約が優先され、著作権の制限規定がオーバーライドされる可能性（著作権法の制限規定の強行法規性/任意法規性の問題）

着眼点（2）曖昧な規定による紛争発生懸念

フェアユース規定は曖昧さが特徴で、米国の例のように個々の事例がフェアユースに相当するかどうかの解釈を巡り、逆に紛争が発生することもありうるのではないか？

現場の実態としても「契約」が優先

オーバーライド問題（強行法規性/任意法規性問題）

- 個々の契約が著作権法第35条（権利制限規定）に優先

フェアユース規定の導入は新たな紛争を呼ぶかもしれない。

クリエイティブ・コモンズ等も強制（法令化）はしにくそう。

佐賀県の高등학교の例

<報道によれば>

生徒のタブレット端末への授業中。のデジタル教材のインストールの際、**著作権（ママ）が障壁**となり、**USBメモリに教材を保存することができず**、サイトからのダウンロードのみとなり、結果、失敗

<報道によれば>

学年があがる前に、デジタル教材をアンインストール



著作権というより契約の問題

現状では各社不統一なライセンス（1）

指導者用デジタル教科書、デジタル教材ライセンス比較

	A社	B社	C社	D社	E社
教科等	中学国語	小学社会	小学算数	小学	美術
契約名	使用許諾契約書 (ソフトウェア、マニュアルに関し て)	ソフトウェア使用許諾覚書[教科書準拠 商品]	デジタル教科書使用許諾契約書	使用許諾契約書 (デジタル教科書)	利用規約 (使用許諾契約書)
契約書の構成	第1条 定義 第2条 使用権の許諾 第3条 使用権の範囲 第4条 禁止事項 第5条 著作権について 第6条 保証 第7条 責任の制限 第8条 期間 第9条 契約の終了 第10条 合意管轄	第1条 使用許諾内容 第2条 使用権 第3条 複製の制限 第4条 変更の禁止 第5条 製品に関する権利 第6条 補償と責任 第7条 アフターサービス 第8条 覚書の終了 第9条 覚書終了後の法律関係 第10条 その他	第1条 定義 第2条 使用条件 第3条 禁止事項 第4条 著作権について 第5条 責任の制限 第6条 契約の終了 第7条 合意管轄	第1条 使用条件（学校フリーライセ ンス） 第2条 制限事項 第3条 著作権について 第4条 使用期間	1.本DVD製品について 2.利用者 3.使用権・利用制限 4.免責事項 5.著作権 6.禁止事項 7.保証の期間 8.その他
使用方法（抜 粋）	●契約した学校所有の指導用パソコン にインストール ●地方公共団体のサーバにインストー ルし、校内LAN等を経由し、学校所 有の指導用パソコンで使用	契約した学校の指導者端末へのインス トールに限る校内フリーライセンス	●ユーザ登録された学校のパソコンでの利用 ●学校のサーバにインストールし、校内LAN等を経由 して各教室などのパソコンで利用 ●教育委員会等地方公共団体のサーバにインストールし て広域LANおよび校内LANを経由してユーザ登録さ れた学校の各教室のパソコン ●病気療養や不登校等向けの学校外授業でのパソコン	●購入した学校の学習者用端末を除き 教師用パソコンにインストールする学 校フリーライセンス ●学校サーバにデジタル教科書のデー タをおいて校内LANを介して使用可 能 ●教育委員会サーバにデジタル教科書 データをおいて、地域で制限された ネットワークを介して使用	
使用条件等の使 用権（抜粋）	教師等および生徒等による必要と認め られる限度での使用、契約に従いお客 様登録をした各学校および教育委員会 等地方教団で、学校が定めた指導計 画下での使用	学校授業	ユーザ登録された学校での授業	学校授業	特に設定なし
二次使用等の範 囲（抜粋）	●会費無料の公開授業、研究会、教科 研究会、活用研究会（出版社への事前 の使用連絡をともなう） ●会費有料の場合、別途著作権者の許 諾を要する	特に設定なし	特に設定なし	特に設定なし	

現状では各社不統一なライセンス（2）

教科等	A社 中学国語	B社 小学社会	C社 小学算数	D社 小学	E社 美術
使用期限	現行教科書の使用期間終了まで	年度単位	現行教科書の使用期間終了まで	現行教科書の使用期限内（使用期間終了時に全データを破棄）	設定なし
禁止事項（抜粋）	<ul style="list-style-type: none"> ●本契約で定められる範囲を超えたソフトウェアの全部または一部の複製・改変・再配布・再使用許諾・貸与・販売・譲渡・疑似レンタル・中古取引・第三者への送信 ●著作権表示の抹消等 ●著作権者や出版社、第三者への信用棄損、損害 ●教師等および生徒等以外の第三者によるソフトウェアの使用・改変・複製 ●使用権の契約範囲を超えた使用目的で、ソフトウェアを使用して作成した資料等を第三者へ貸与・譲渡すること ●学校ホームページ、学校便り、学級通信など、授業や使用権契約範囲外での使用 	<ul style="list-style-type: none"> ●第三者に対して貸出、委託、譲渡、または販売したり、再使用権を許諾または移転する行為 ●第1条及び第2条に定める覚書に基づいた範囲外での、製品の全体または一部の複製 	<ul style="list-style-type: none"> ●本契約で許諾れる範囲を除き、有償無償を問わず、製品の全部または一部の複製・改変・再配布・再使用許諾・貸与・販売・譲渡・疑似レンタル・中古取引・第三者への送信 ●契約に違反するソフトウェアの複製および使用ならびにマニュアル等関連資料の複製 ●プログラムの改変またはリバースエンジニアリング（解析利用等） ●ソフトウェアのコンテンツ（文章および挿絵など）の無断引用（※原文ママ）・改変 ●ソフトウェアの再使用許諾、複製物の貸与・譲渡<著者権者に許諾が必要なものとして> ●実際に授業を行う教師等および実際に授業を受ける児童等以外の第三者が本ソフトウェアを利用・改変・複製すること ●実際に授業を行う教師等および実際に授業を受ける児童等が第三者へソフトウェアを使用して作成したものを譲渡すること ●学校の教育計画に基づかない使用 ●授業に関連しない参考資料としての使用 ●学級通信、学校便り、学習研究会、学校ホームページの記載、授業を受ける者以外が閲覧できるようにすること（ネットワーク配信等） 	<ul style="list-style-type: none"> <別途申請または使用できない> ●通常の授業以外の使用 ●研究会・発表会・研修会等の使用 ●児童・生徒端末での使用 ●教科書採用地域以外での使用（私立は採用学校以外） ●教科書使用年度を超えた使用 ●購入学校外での使用 ●制限されていないウェブサーバでの公開 ●デジタル教科書の構成パーツを取り出し使用（機能を使用しにかきだしたものは含めず） 	<ul style="list-style-type: none"> ●有償無償に関わらず第三者に譲渡、販売、レンタルまたはリース ●ネットワークによる利用（DVD製品に含まれる「指導者用デジタル教科書」のプログラムについて、収録内容の著作権等の権利があるため） ●リバースエンジニアリングや開始日から始まるコンパイル、逆アセンブラ
著作権関連記載（抜粋）	<ul style="list-style-type: none"> ●ソフトウェアの著作権およびその他の知的財産権はA社に帰属 ●ソフトウェアに収録のコンテンツ著作権は各著作元に帰属 ●ソフトウェア、データ、附属印刷物の記載内容は著作権法により保護 ●契約は、著作権を含む知的財産権の移転を意味しない 	<ul style="list-style-type: none"> ●製品の著作権等の権利はB社に帰属 	<ul style="list-style-type: none"> ●製品の著作権はC社に帰属 ●製品に収録される作品の著作権は、各著作元（執筆者、画家、翻訳者等）に帰属 ●収録されたソフトウェアおよびデータ、付属印刷物の記載内容はすべて著作権法により保護されている 	<ul style="list-style-type: none"> ●デジタル教科書の著作権は、原著作者から許諾された文章や他者が権利を有する写真・イラスト・動画を除きD社に帰属 	<ul style="list-style-type: none"> ●DVD製品内に収録されたすべての情報・映像・画像・音声などの著作権はE社に帰属するか、または他の著作権者などの権利者から許諾を受けているため、E社の了承を得ずに無断で複製、放送、送信、改変、販売、貸与などをすることは法律で固く禁じられている ●上記行為が発覚した場合、違法行為とみなして損害賠償請求を行う場合がある ●リバースエンジニアリングや逆コンパイル、逆アセンブラはできない ●変更して利用することはできない ●利用者は製品や印刷物の著作権表示の削除はできない

ライセンスの不統一がもたらす問題

検定済教科書の1社独占はない。教科ごと異なる。
たとえば、生徒用タブレット端末にインストール
される学習資源（教材）ごとに異なるライセンス

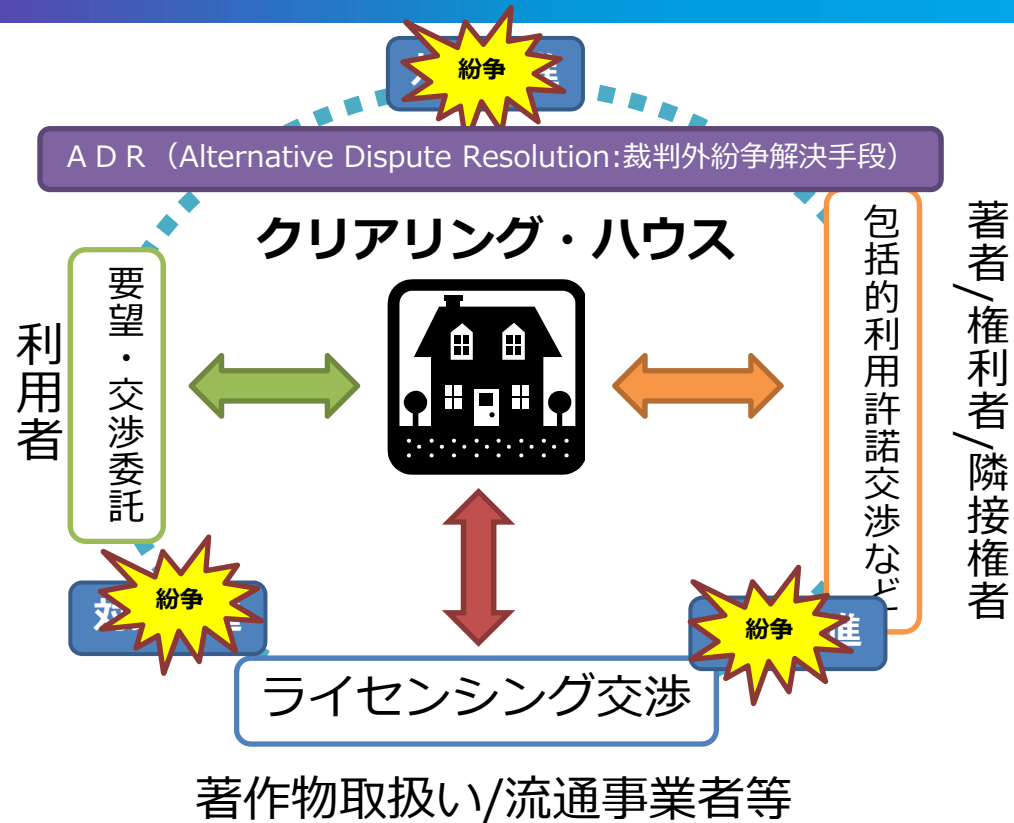


禁止条項、使用（利用）範囲、使用（利用）期限がバラバラ
→ 生徒全員が個別に削除・抹消等が必要

以上のような課題から

法改正がされても、されなくとも、
著作権問題、契約問題に対する何らかの手立てが必要

そこで、クリアリング・ハウス



クリアリング・ハウスの機能

- 事前に著者・権利者と包括的利用許諾契約を締結するなど著作権処理を行い、
- 望ましいライセンスを提示するなど、著作物の著作・流通・利用を促進するライセンス体制の構築を促す
- 極力、紛争が起きないようにステークホルダー間の対話を促進し、
- 紛争が起きそうになった場合、ADR（裁判外紛争解決手段）として機能する

必要な情報システム（データセンター）等

- たとえば、包括的利用許諾契約時の利益分配のためには、その根拠となる利用データを蓄積するデータセンター（クラウド？）や情報システムが必要
- さらに、公衆送信の範囲を規定するために、インターネットドメイン ED. JPの活用を模索

以上、研究・検討中



産官学連携の非営利団体
ICT-CONNECT21/みらい学び共創会議
普及ワーキンググループ

12月発足のSWG

SWG名称	学習資源・データ利活用
リーダー	芳賀高洋（岐阜聖徳学園大学）
検討内容	一人一台時代の学びにおけるデジタル学習資源の流通ならびに有効かつ十全な利活用を普及促進するために、デジタル学習資源の流通と望ましい利活用の在り方、著作権の集中管理体制の在り方、クリアリングハウス等のライセンス体制、情報テクノロジーによる学習資源利用データの蓄積と活用体制の構築等について、教育現場の実態や学術的観点を踏まえて検討・提案を行う。
成果イメージ	学習資源に関する各種提言、学習資源流通スキームの提案、関係ガイドライン提案、関連のオープン研究会（オンライン含む）、関連するデジタル出版物の著作等
参加者イメージ	大学、学校、各種団体・企業等の一定程度専門的な経験・知識を有する者
活動概要	定例会議、ならびに、オープン研究会（オンライン含む）を開催

これまでの研究（参考資料）

1. 芳賀・大谷, "小中学校の授業映像・音声のアーカイブ化やネット配信に関する倫理的諸問題", 電子情報通信学会信学技報 IEICE-113 no.135(ISEC), 39-46, Jul.2013.
2. 芳賀・大谷, "小中学校の教室授業のリアルタイム・ビデオ中継に関する倫理的諸問題の考察", 電子情報通信学会信学技報 IEICE-113 no.274(SITE), 1-6, Oct.2013.
3. 芳賀・大谷, "小中学校授業のビデオ撮影やネット配信等に関する運用ガイドラインの策定", 電子情報通信学会信学技報 IEICE-113 no.442(SITE), 103-108, Feb.2014.
4. 芳賀・大谷, "授業のビデオ撮影・映像/音声情報の共有や利用に関する同意書の取扱い", 電子情報通信学会技術研究報告 IEICE-114 no.25, 47-52, May.2014.
5. 大谷・芳賀, "学校授業の録音・録画とそのデータ利用に係る著作権問題", 電子情報通信学会技術研究報告 IEICE-114 no.25, 41-46, May.2014.
6. 芳賀・鈴木・大谷, "検定済教科書等のデジタル化に関する課題の検討: デジタル(検定済)教科書の無償化やオープンアクセス化の可能性", 電子情報通信学会技報 IEICE-114 no.116 SITE2014-25, 221-228, Jul.2014.
7. 芳賀・鈴木・大谷, "教育用デジタル著作物の権利処理・調整コンソーシアム設立の提案", 日本デジタル教科書学会 2014 年度次大会(新潟)発表原稿集第 3 号, 97-98, Sept.2014.
8. 芳賀・鈴木・小野・大谷, "教育用デジタル著作物をめぐるステークホルダー(利害関係者)の布置状況分析: デジタル著作物の教育利用に関する著作権調整コンソーシアム設立を目指して", 電子情報通信学会技報 IEICE-114 no.494 SITE2014-83, 267-272, Mar.2015.
9. 芳賀・鈴木・小野・大谷, "初中等教育におけるデジタル著作物の利用許諾契約に関する課題～指導者用デジタル教科書を例に～", 電子情報学会技報, vol. 115, no. 57, SITE2015-4, pp. 17-22, May.2015.
10. 芳賀・鈴木・小野・大谷, "著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集 意見書", 文化庁への提出意見書

論文原稿等が必要な場合にはご一報ください。

芳賀 : ismile@gifu.shotoku.ac.jp



パネルディスカッション用 補足スライド



学校教育におけるICT利活用や著作権問題は、
難しいようで簡単、簡単のようで難しい



なぜ難しくなっているのか？

要因は、大きく3つ

- (1) 「著作権教育」と「教育における著作物利用」の混同
＜学校教育界では、よくありがち＞
別の例：「情報教育」と「教育の情報化」
- (2) 著作権に対するコンセンサスがあるようでない
＜学校教育界では、よく陥りがち＞
別の例：個人情報の保護に関する法律に対する「過剰反応」
- (3) 権利者との対話の機会はほぼなく、
最後は契約とお金の話だから
＜学校教育界では、敬遠される＞

→ この3点が結びついており難しく見える

(2)著作権に対するコンセンサスがあるようでない

■とても難しく考える人

- 法解釈論をはじめめる（判例がないことまで）
- ひとたび、著作権法をかじると、著作権、著作者人格権、著作隣接権、著作権の制限規定などという難解な概念が出てきて、わけがわからなくなる。
- **日本の学校教育実務と乖離する著作権法第35条の存在**
- **許諾の話は、忘れさる**
おっかないので「**利用しないほうがマシ**」となる→教条化

■あまり考えない人

- 著作権法によって 「教育の利用はすべて自由」だと誤解

■著作権問題に取り組むことを極力さける人

- これまでの教員人生で後ろめたい行為がなきにしもあらず

ICT利活用の実際

3周遅れになりつつある2周遅れの状況

- 教育のICT利活用は、言うほど進んでない。
- とくに、ICTの「C」はあまり活用できていない。
 - フィルタリングが効きすぎて公衆送信を心配するレベルにない
- とくに、子どものICT利活用は進んでいない。
 - OECDの調査では、先進国中、最低レベル。
 - 「先進的事例」は、あくまでローカルな「先進」。
 - 教員の指導法に注目が集まりがち。
 - 教員が子どものICT利活用をコントロール・制限＝少量利用
- 子ども用のデジタル（検定済）教科書は、公式にはない。
 - あるのは一斉授業用の指導者用提示型デジタル（検定済）教科書
- デジタル教材は、昔からたくさんあるがそれほど使っていない
- ICT利活用も著作権問題も、本命は、子どもの自由闊達な利活用だが、そこに至る道は、はるか遠く……………。

みなさんはどれですか？

ICTを利活用しない、著作物をそれほど利用しないでも、
世界トップレベルの学力や教養、経済、文化を維持



さすがに
厳しいでしょう

教育関係者は
多くはない
海外在住保護者
帰国子女など



よくわからない
どちらでもない

「適度に利用すべき」

教育関係者に圧倒的人気

「適度に」は実際には右より



問題はこの層



ろくなことがないので
やたらに利用しない
(させない) ほうがいい

文化人や教育関係者
には、けっこう多い

★若手教員にもいる